

[事案 2024-207] 既払込保険料返還請求

・令和7年12月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、特約の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年5月に入院特約・収入保障特約等を付加して契約した終身保険について、平成24年4月に入院特約の内容を変更し、収入保障特約は同一内容で更新した（特約内容変更）。しかし、以下の理由により、特約内容変更以降の収入保障特約にかかる既払込保険料を返金してほしい。

- (1)収入保障特約は、保険料払込期間満了時に生存していれば年金が受け取れる契約だと説明されてそのように誤信して契約した。
- (2)特約内容変更時にも、募集人に上記の内容で年金が受け取れることを確認したが、必ずもらえると説明された。このときに正しい説明を受けていれば、収入保障特約だけでも解約することができた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申込時は設計書を、特約内容変更時には提案書を示しながら、収入保障特約は「死亡・高度障害時」に支払われることを説明していると考えられ、収入保障特約の保障内容が記載されたご契約のしおり等を交付している。
- (2)申込時、特約内容変更時等に、対応した担当者全員が収入保障特約の支払条件について不自然・不合理な内容の誤説明を行うとは到底考えられない。
- (3)契約以後毎年送付している契約内容通知文書には、収入保障特約は「死亡・高度障害時」に支払われることが記載されており、申立人から約27年間何らの申し出もなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、特約内容変更請求時の説明状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。